



島根県報

平成31年 3月29日 (金)

号外 第 3 0 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則	(地 域 政 策 課)	4
島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則	(環 境 生 活 総 務 課)	4
島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則	(文 化 国 際 課)	5
島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部を改正する規則	(")	10
島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	(健 康 福 祉 総 務 課)	14
島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則	(農 業 経 営 課)	16
島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則	(畜 産 課)	16
島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則	(")	17
島根県水産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則	(水 産 課)	17
島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則	(商 工 政 策 課)	18
島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	(産 業 振 興 課)	20
島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	(河 川 課)	20
島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則	(斐伊川神戸川対策課)	21

【告 示】

島根県立都市公園の知事が定める期間及び使用料の額の一部改正	(都 市 計 画 課)	23
島根県立都市公園の公園施設を設置し、又は管理する者が営業行為を行う場合の使用料の額の一部改正	(")	23
有料公園施設における陸上競技用器具の基準額の一部改正	(")	23

【教委規則】

島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則	(教 育 庁 総 務 課)	24
-------------------------	---------------	----

公布された条例等のあらまし**◇島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第22号）**

1 規則の概要

- (1) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備使用料の額の改定を行うこととした。（別表関係）
- (2) その他規定の整備

2 施行期日

平成31年10月1日から施行することとした。

◇島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第23号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備使用料の額の改定を行うこととした。（別表関係）

2 施行期日

平成31年10月1日から施行することとした。

◇島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第24号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備の基準額の改定を行うこととした。（別表関係）

2 施行期日

平成31年10月1日から施行することとした。

◇島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部を改正する規則（規則第25号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備の基準額の改定を行うこととした。（別表関係）

2 施行期日

平成31年10月1日から施行することとした。

◇島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第26号）

1 規則の概要

- (1) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備使用料の額の改定を行うこととした。（別表関係）
- (2) 島根県立東部総合福祉センターの有料設備を定めた別表から301研修室、302研修室、304研修室、305研修室及び306研修室に係る設備を削除することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成31年10月1日から施行することとした。

◇島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則（規則第27号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、貸付料の額の改定を行うこととした。（別表関係）

2 施行期日

平成31年10月1日から施行することとした。

◇島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則（規則第28号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、譲渡料の額の改定を行うこととした。(別表第1・別表第2関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行することとした。

◇島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則(規則第29号)

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、貸付料の額の改定を行うこととした。(別表関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行することとした。

◇島根県水産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則(規則第30号)

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、貸付料の額の改定を行うこととした。(別表関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行することとした。

◇島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則(規則第31号)

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備の基準額の改定を行うこととした。(別表関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行することとした。

◇島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則(規則第32号)

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備使用料の額の改定を行うこととした。(別表第1関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行することとした。

◇島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則(規則第33号)

1 規則の概要

- (1) 土地占用料の額の算定に係る規定の整備(第3条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則(規則第34号)

1 規則の概要

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の改正に伴う様式の整理(様式第1号・様式第2号関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行することとした。

規 則

島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第22号

島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県中山間地域研究センター条例施行規則（平成14年島根県規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表PH計の項中「PH計」を「pH計」に改め、同表オートクレーブ（ガス）の項及び恒温恒湿器の項中「320円」を「330円」に改め、同表高速深孔あけ機の項中「440円」を「450円」に改め、同表樹木粉碎機の項中「2,640円」を「2,680円」に改め、同表ホットプレスの項中「1,100円」を「1,120円」に改め、同表ミニフィンガージョインターの項中「1,300円」を「1,320円」に改め、同表ワイドベルトサンダーの項中「710円」を「720円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第23号

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立男女共同参画センター条例施行規則（平成11年島根県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

1,950円
1,890円

を

1,990円
1,920円

に、

を

960円
110円
50円
460円
560円
1,640円

を

980円
110円
50円
470円
570円
1,670円

に、

を

1,510円
1,920円
60円
60円
280円
430円

を

1,520円
1,950円
60円
60円
290円
430円

190円		190円
670円		690円
510円		520円
670円		690円
510円		520円
120円		120円
220円		230円
1,740円		1,770円
470円		480円
1,610円		1,640円
1,650円		1,680円
100円		100円
1,150円		1,170円
70円		70円
280円	を	290円
90円		90円
350円		360円
1,220円		1,240円
280円		280円
320円		330円
280円		290円
100円		100円
1,400円		1,430円
510円		520円
100円		100円
1,150円		1,170円
100円		100円
280円		290円
660円		670円
130円		130円
810円		830円
70円		70円
270円		280円
10,680円		10,880円
4,260円		4,340円

に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

150	150
830	840
830	840
830	840
830	840
370	370
200	200
200	200
1, 150	1, 170
1, 150	1, 170
1, 150	1, 170
1, 620	1, 650
5, 400	5, 500
1, 080	1, 100
570	580
1, 250	1, 270
2, 720	2, 770
1, 560	1, 580
2, 720	2, 770
2, 610	2, 650
620	630
880	890
1, 460	1, 480
830	840
2, 720	2, 770
5, 230	5, 320
10, 370	10, 560
13, 300	13, 540
22, 430	22, 840

4,710	4,790
8,900	9,060
11,830	12,040
18,760	19,100
830	840
830	840
4,570	4,650
2,720	2,770
1,980	2,010
1,150	1,170
1,150	1,170
1,200	1,220
1,770	1,800
1,370	1,390
1,770	1,800
980	990
1,120	1,140
1,250	1,270
830	840

を

に改める。

880	890
920	930
1,620	1,650
100	100
300	300
150	150
1,250	1,270
1,570	1,590
1,490	1,510
820	830
1,360	1,380
510	510
830	840
830	840
510	510
1,670	1,700
10,480	10,670
5,860	5,960
3,450	3,510
1,600	1,620
10,800	11,000
3,550	3,610
940	950
1,150	1,170
930	940
12,290	12,510

2,620	2,660
1,590	1,610
1,250	1,270
780	790
580	590
410	410
100	100
200	200
670	680
100	100
60	60
1,250	1,270
510	510
250	250
100	100
150	150
730	740

」 」

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第25号

島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部を改正する規則

島根県立いわみ芸術劇場管理規則（平成16年島根県規則第91号）の一部を次のように改正する。

「		「
	780円	790円
	300円	300円
	90円	90円
別表中	7,650円	7,790円
	250円	250円
	1,560円	1,580円
	1,150円	1,170円
	」	」
を		に、
「		「

1,080円	を	1,100円	に、
6,280円		6,390円	
6,180円		6,290円	
3,250円		3,310円	
1,670円		1,700円	
2,680円		2,720円	
870円		880円	
2,160円		2,200円	
980円		990円	

」

150円	を	150円	に、
610円		620円	

」

720円	を	730円	に、
560円		570円	
460円		460円	
1,150円		1,170円	
830円		840円	

」

830円	を	840円	に、
1,640円		1,670円	
1,150円		1,170円	
2,050円		2,080円	
3,600円		3,660円	
1,230円		1,250円	
1,640円		1,670円	
1,230円		1,250円	
1,620円		1,650円	
1,250円		1,270円	
2,720円		2,770円	
1,560円		1,580円	
3,600円		3,660円	
2,610円		2,650円	
880円		890円	
1,460円		1,480円	
830円		840円	
2,720円		2,770円	
2,610円		2,650円	

5,230円		5,320円
10,370円		10,560円
13,300円		13,540円
22,430円		22,840円
4,710円		4,790円
8,900円		9,060円
11,830円	を	12,040円
18,760円		19,100円

に、

830円	840円
830円	840円
4,570円	4,650円
2,720円	2,770円
830円	840円
1,250円	1,270円
1,770円	1,800円
920円	930円
1,130円	1,150円
1,150円	1,170円
1,200円	1,220円
1,370円	1,390円
1,570円	1,590円
1,490円	1,510円
820円	830円
1,360円	1,380円
1,250円	1,270円
2,160円	2,200円
300円	300円
150円	150円
1,120円	1,140円
100円	100円
10,480円	10,670円
5,860円	5,960円
3,450円	3,510円
1,600円	1,620円
1,020円	1,030円
510円	510円
460円	460円
460円	460円
830円	840円

「
8,020円

「
8,160円

1,540円	1,560円
1,230円	1,250円
940円	950円
610円	620円
610円	620円
12,340円	12,560円
4,010円	4,080円
1,590円	1,610円
1,250円	1,270円
780円	790円
930円	940円
1,540円	1,560円
10,800円	11,000円
580円	590円
410円	410円
200円	200円
4,250円	4,320円
4,250円	4,320円

を

に、「 670円 」を「 680円 」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第26号

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立総合福祉センター条例施行規則（平成7年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表を次のように改める。

1 島根県立東部総合福祉センター

種 別	区 分	設 備 名	単 位	使用料の額 (1回につき)	備 考
映像関係設備	401研修室	映像設備	一式	2,660円	
		電動スクリーン	1面	530円	映像設備を使用する場合を除く。
	402研修室	手動スクリーン	1面	420円	
	403研修室	映像設備	一式	5,330円	
		電動スクリーン	1面	530円	映像設備を使用する場合を除く。
	404研修室	映像設備	一式	2,130円	
		手動スクリーン	1面	420円	
	405研修室	映像設備	一式	2,130円	
		手動スクリーン	1面	420円	

	共通	16ミリ映写機	1台	2,130円	専用台を含む。	
		オーバーヘッドプロジェクター	1台	850円	専用台を含む。	
		スライド映写機 (A)	1台	850円	専用台を含む。	
		スライド映写機 (B)	1台	740円	専用台を含む。	
		可搬式スクリーン	1面	420円		
音響関係設備	体育室	音響設備	一式	1,600円		
その他設備器具	共通	携帯用拡声器 (A)	1台	530円		
		携帯用拡声器 (B)	1台	260円		
		レーザーポインター	1本	210円		
		机	1脚	150円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合に限る。	
		椅子	1脚	50円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合に限る。	
		講演台	1台	530円	花台を含む。体育室において、会議以外の目的で使用する場合に限る。	
		司会者台	1台	260円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合に限る。	
		移動ステージ	一式	2,130円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合に限る。	
		展示パネル	1枚	100円		
		国旗	1枚	260円		
		県旗	1枚	260円		
		賞状盆	1枚	150円		
		陶芸炉	陶芸窯 (大)	素焼の場合	1台	11,300円
	本焼の場合			1台	17,800円	
陶芸窯 (小)	素焼の場合		1台	910円		
	本焼の場合		1台	1,470円		

2,620円
520円
2,620円
520円
5,240円
520円
2,620円
520円
2,620円
520円
2,620円
520円

2,660円
530円
2,660円
530円
5,330円
530円
2,660円
530円
2,660円
530円
2,660円
530円

別表の2の表中	5,240円	を	5,330円	に、
	520円		530円	
	2,090円		2,130円	
	940円		960円	
	830円		850円	
	410円		420円	
	1,570円		1,600円	
	520円		530円	
	260円		260円	
	200円		210円	
	150円		150円	
	50円		50円	
	520円		530円	

2,150円	を	2,190円	に改める。
2,940円		3,000円	
890円		910円	
1,450円		1,470円	

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第27号

島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則

島根県農業技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表遠心分離機の項中「180円」を「190円」に改め、同表自動粒径分離装置の項中「190円」を「200円」に改め、同表近赤外分析システムの項中「980円」を「1,000円」に改め、同表ルートスキャナーの項中「130円」を「140円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第28号

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則

島根県種雄牛精液等譲渡規則（平成13年島根県規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	1,230円	を	1,250円	に改める。
		2,460円		2,500円	
		850円		860円	
		1,850円		1,880円	
		610円		620円	
		1,230円		1,250円	
	」		」		

別表第2性判別処理した受精卵の項中「23,300円」を「23,700円」に改め、同表性判別処理していない受精卵の項中「18,400円」を「18,700円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第29号

島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則

島根県畜産技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表高速液体クロマトグラフ（A）の項中「340円」を「350円」に改め、同表高速液体クロマトグラフ（B）の項中「290円」を「300円」に改め、同表原子吸光分光光度計の項中「270円」を「280円」に改め、同表受精卵処理装置（実体顕微鏡、クリーンベンチ、記録保存システム、プログラムフリーザー及びマルチガスCO₂インキュベータ）の項中「6,750円」を「6,880円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

島根県水産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第30号

島根県水産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則

島根県水産技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表自動くん製装置の項中「290円」を「300円」に改め、別表の2の表密閉式自動包埋装置の項中「220円」を「230円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第31号

島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業交流会館条例施行規則（平成16年島根県規則第82号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表電気設備の項中「43円」を「44円」に改め、同表水道設備の項中「626円」を「638円」に改め、別表の2

5,400円	5,500円
3,240円	3,300円
54,000円	55,000円
43,200円	44,000円
1,620円	1,650円
1,620円	1,650円
3,240円	3,300円
7,452円	7,590円
3,888円	3,960円
4,320円	4,400円
32,400円	33,000円
1,620円	1,650円
3,240円	3,300円
1,944円	1,980円
324円	330円
162円	165円
1,080円	1,100円
864円	880円
1,080円	1,100円
1,080円	1,100円
2,160円	2,200円
1,080円	1,100円
540円	550円
3,240円	3,300円
36,000円	36,666円
1,620円	1,650円
21,600円	22,000円

の表中	1,620円	を	1,650円	に改める。
	5,400円		5,500円	
	21,600円		22,000円	
	216円		220円	
	5,400円		5,500円	
	1,080円		1,100円	
	1,620円		1,650円	
	162円		165円	
	86円		88円	
	1,080円		1,100円	
	1,080円		1,100円	
	540円		550円	
	2,160円		2,200円	
	2,160円		2,200円	
	162円		165円	
	540円		550円	
	216円		220円	
	2,160円		2,200円	
	2,160円		2,200円	
	1,080円		1,100円	
	1,620円		1,650円	
	1,620円		1,650円	
	540円		550円	
	216円		220円	
	864円		880円	
	648円		660円	
1,080円	1,100円			
540円	550円			
540円	550円			

2,160円	2,200円
324円	330円
324円	330円
540円	550円
540円	550円
216円	220円
324円	330円

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第32号

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成13年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表デジタルハイビジョン映像編集システムの項中「8,980円」を「9,400円」に改め、同表デジタル音声編集システムの項中「3,310円」を「3,370円」に改め、同表ノンリニア編集システムの項中「1,460円」を「1,480円」に改め、同表DVD編集システムの項中「1,470円」を「1,490円」に改め、別表第1の4の表撮影機材の部デジタルハイビジョンカメラの項中「12,970円」を「13,210円」に改め、同部デジタルビデオカメラ(A)の項中「5,180円」を「5,270円」に改め、同部デジタルビデオカメラ(B)の項中「1,350円」を「1,370円」に改め、同部デジタルビデオカメラ(C)の項中「1,480円」を「1,500円」に改め、同部デジタルビデオカメラ(D)の項中「670円」を「680円」に改め、同部三脚の項中「1,120円」を「1,140円」に改め、同部音声機材の項中「1,490円」を「1,510円」に改め、同部モニターの項中「750円」を「760円」に改め、同部ワイヤレスレシーバーの項中「740円」を「750円」に改め、同部照明機材の項中「3,680円」を「3,740円」に改め、同部広角レンズの項中「2,850円」を「2,900円」に改め、同部バランスシステムの項中「3,760円」を「3,820円」に改め、同部水中ポンプの項中「6,080円」を「6,190円」に改め、同表ダビング用機器の部ビデオデッキ(A)の項中「760円」を「770円」に改め、同部ビデオデッキ(B)の項中「610円」を「620円」に改め、同部ビデオデッキ(C)の項中「560円」を「570円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第33号

島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

島根県流水占用料等徴収条例施行規則（平成12年島根県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前項の規定により」を「同項の規定により」に、「100分の108を乗じて得た」を「同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この項において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法第72条の83に規

定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた」に改める。

別表中「漁業法」の次に「（昭和24年法律第267号）」を、「鉄道事業法」の次に「（昭和61年法律第92号）」を、「公職選挙法」の次に「（昭和25年法律第100号）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第34号

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則（平成23年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1表面中

640
640
1,290
190
50
230
150
150
300

を

660
660
1,320
190
50
230
150
150
310

に、

600
80
50
230
150
150
300

を

に改め、同様式裏面中「110」を「120」に、「870」を「880」に、

610
80
50
230
150
150
310

を

340
750
900
1,080

に改める。

350
770
920
1,100

490
5,960

を

500
6,070

様式第 1 号その 2 中

580
7,090
790
9,650
660
8,040
1,080
12,960

を

590
7,220
810
9,830
680
8,190
1,100
13,200

に改める。

様式第 2 号その 1 表面中

640
640
1,290
190
50
230
150
150
300

を

660
660
1,320
190
50
230
150
150
310

に、

600
80
50
230
150
150
300

を

610
80
50
230
150
150
310

に改め、同様式裏面中「110」を「120」に、「870」を「880」に、

340
750
900
1,080

を

350
770
920
1,100

に改める。

様式第 2 号その 2 中

490
5,960
580
7,090
790
9,650

を

500
6,070
590
7,220
810
9,830

に改める。

660	680
8,040	8,190
1,080	1,100
12,960	13,200

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

告 示

島根県告示第203号

島根県立都市公園の知事が定める期間及び使用料の額（昭和49年島根県告示第421号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

2の項中「11,640円」を「11,850円」に改める。

島根県告示第204号

島根県立都市公園の公園施設を設置し、又は管理する者が営業行為を行う場合の使用料の額（平成8年島根県告示第338号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中	6円48銭	を	6円60銭	に、
	20円52銭		20円90銭	

39円96銭	を	40円70銭	に改める。
10円80銭		11円	

島根県告示第205号

有料公園施設における陸上競技用器具の基準額（平成16年島根県告示第1,079号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「5,700円」を「5,800円」に、「590円」を「600円」に、「870円」を「880円」に改める。

教 育 委 員 会 規 則

島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第 5 号

島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立美術館条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「備考 2」を「備考 3」に改める。

別表の 1 の表展示ケースの項中「1,390円」を「1,410円」に改め、別表の 2 の表 1kWクセノンピンスポットの項中「940円」を「950円」に改め、同表 3 点吊りマイク設備の項中「1,420円」を「1,440円」に改め、同表映像上映設備の項中「28,230円」を「28,750円」に改め、同表ハイビジョン書画装置の項中「1,420円」を「1,440円」に改め、同表映像録画設備の項中「7,480円」を「7,610円」に改め、同表移動型カメラの項中「590円」を「600円」に改め、同表移動型ワゴンの項中「1,140円」を「1,160円」に改め、同表インカム内蔵テレビの項中「インカム内蔵テレビ」を「インカム内蔵テレビ」に、「630円」を「640円」に改め、同表16ミリ映写機の項中「610円」を「620円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。